

第176話 健康保険証の正しい使い方

医療費や健康保険の給付金（傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金）は加入者（従業員）や事業主が負担されている保険料でまかなわれています。保険証は正しく使いましょう！

第1条 保険証を使って受診できない場合があります

健康保険で治療を受けられる病気やけがは、仕事上あるいは通勤途上の原因以外によるものに限られています。仕事上あるいは通勤途上の病気やけがは労災保険で治療を受けることになっています。また、健康保険で治療を受けられる病気やけがとは、医師が診療の必要を認める状態のものをいいます。単なる疲労や、美容整形、正常なお産、健康診断などは健康保険の適用外となります。



第2条 保険証をやむを得ず提示できなかったとき



保険診療は、医療機関の窓口で保険証を提出して医療行為を受けることが基本です。やむを得ない事情で保険証を提示できないときは、医療費の全額を本人が一時立て替え払いをし、後から必要書類をそろえて健康保険組合に申請すれば、保険適用部分の費用は、払い戻しを受けることができます。詳しくはホームページをご覧ください。

●申請書「療養費支給申請書」

第3条 保険証をなくしてしまったとき

保険証はあなたが健康保険組合の加入者であることを証明してくれる「医療のパスポート」です。紛失したり他人に貸したりなどしないよう大切にしてください。保険証には有効期限がないため、クレジットカードのように効力を無効にすることができません。不正使用など悪用される危険がありますので、警察に届けたうえ、各会社の窓口へご提出ください。

●申請書「再交付申請書減失届」



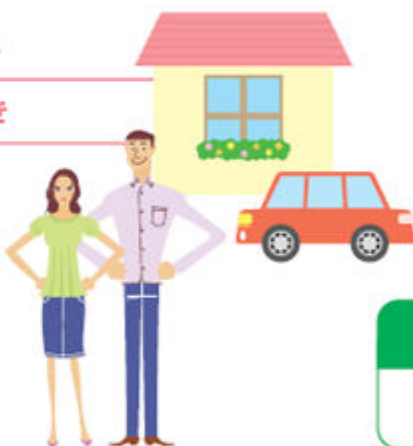
第4条 保険証は健康保険組合からの貸与物です



在籍期間のみ健康保険の資格を有します。資格がない保険証は速やかに各会社の窓口へ返却してください。
また保険証に記載されている電話番号は「ひかり健康保険組合」の電話番号になります。
ひかり健康組合に御用がある方は保険証記載の電話番号までご連絡ください!

第5条 引越しをしたとき

健康保険組合への申請・連絡の必要はありません。
保険証の住所欄はご自分で訂正することができます。前の住所を二重線で消し、新しい住所を記入してください。



くわしくはひかり健康保険組合のホームページをご覧ください。

<http://www.hikarikenpo.or.jp/>



■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。
ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えて、当組合迄までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」

フリーダイヤル

はい参考

はいサンキュウ



0120-835-839

病気の悩み、育児の不安、介護の心配、そしてメンタルヘルスに 関してまで
何でもご相談いただけます。プライバシー厳守!

ひかり健康保険組合

〒171-0022 東京都豊島区南池袋3-13-5 光3号ビル8F tel: 03-5951-7422

